

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱

(平成15年3月7日告示第221号)
(平成17年4月1日告示第377号一部改正)
(平成21年3月23日告示第225号一部改正)
(平成23年5月31日告示第579号一部改正)
(平成25年6月25日告示第643号一部改正)
(平成26年4月30日告示第444号一部改正)
(平成28年9月30日告示第838号一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者についての必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）及び入札参加者資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者資格の認定及び格付等)

第2条 入札参加者資格は、別に定める工事入札参加者資格審査申請要領に基づき資格審査の申請をした者で、次の各号のすべてに該当するものに対し、別に定める工事入札参加者資格審査会の審査を経て、建設業法の別表に規定する建設工事の種類ごとに認定するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者

(2) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者

(3) 建設業法第27条の23の規定により経営に関する客観的事項の審査を受けている者

2 別表（工事種類規模別等級表）に掲げる建設工事（以下「格付業種」という。）について資格審査の申請をした熊本県内に主たる営業所を有する者については、入札参加者資格の認定に併せて、次の各号に掲げる事項について別に定める基準により審査のうえ別表に掲げる等級に格付け（順位付けを含む。）するものとする。

(1) 等級区分の資格要件

(2) 評価項目

ア 経営事項

建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査結果

イ 技術事項等

(ア) 主として請け負う建設工事の種類別工事成績

(イ) 信用の度合

(ウ) その他

3 格付業種について資格審査の申請をした熊本県外に主たる営業所を有する者及び格付業種以外の工事について資格審査の申請をした熊本県内に主たる営業所を有する者については、入札参加者資格の認定に併せて、建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査結果により順位付けするものとする。

(入札参加者資格の認定除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その事実があった後2年間入札参加者資格を認定しないことができる。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 建設業法の規定に違反した者

(7) 県との請負契約に関し不誠実な行為をした者

- (8) 営業の実態がないと認められる者
- (9) 国税（所得税又は法人税及び消費税）又は県税（事業税、自動車税及びその他県税）の納税義務を怠っている者
- (10) 労賃の不払若しくは支払の遅延のある者又は労災保険料の納付を怠っている者
- (11) 工事検査員が重要と認めて発した工事指摘事項通知書を受けている者
- (12) 入札、工事執行等について故なく他人に暴力威圧を加えて目的を果たそうとする行為のあった者
- (13) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（入札参加者資格の有効期間）

第4条 資格審査は、2年に1回行うことを定期とし、入札参加者資格の有効期間は、次期の定期の資格審査の結果の適用日の前日までとする。ただし、定期の資格審査以外の資格審査を行うことができるものとし、その場合の有効期間は次期の定期の資格審査の結果の適用日の前日までとする。

（資格審査の結果の修正等）

第5条 入札参加者資格の認定の後に、建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査結果等に修正があった場合又は資格審査の申請をした者の営業形態に著しい変更があった場合は、資格審査の結果の修正又は取消しを行うことができるものとする。

（資格審査の結果の通知）

第6条 知事は、資格審査を行ったときは、資格審査の申請を行った者に対して、当該資格審査の結果を通知するものとする。

（有資格者名簿）

第7条 知事は、入札参加者資格を有する者の名簿を作成し、これを閲覧に供するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 平成25年6月25日から平成26年4月30日までの間における第2条第2項の規定の適用については、「別表」とあるのは、「附則第2項の表」とする。

工 事 種 類 規 模 別 等 級 表

工事の種類	等 級	工 事 の 請 負 対 象 金 額	
土木一式工事	A 1	7, 000万円以上	
	A 2	1, 500万円以上	7, 000万円未満
	B	300万円以上	1, 500万円未満
	C	300万円未満	
建築一式工事	A 1	1億2, 000万円以上	
	A 2	5, 000万円以上	1億2, 000万円未満
	B	2, 500万円以上	5, 000万円未満
	C	1, 000万円以上	2, 500万円未満
	D	1, 000万円未満	

ほ装、電気 及び管工事	A	1,000万円以上	
	B	300万円以上	1,000万円未満
	C	300万円未満	

附 則（平成17年4月1日告示第377号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月23日告示第225号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日告示第579号）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年6月25日告示第643号）

この要綱は、平成25年6月25日から施行する。

附 則（平成26年4月30日告示第444号）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日告示第838号）

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

別表

工 事 種 類 規 模 別 等 級 表

工事の種類	等 級	工 事 の 請 負 対 象 金 額	
土木一式工事	A1	7,000万円以上	
	A2	1,500万円以上	7,000万円未満
	B	500万円以上	1,500万円未満
	C	500万円未満	
建築一式工事	A1	1億3,200万円以上	
	A2	5,500万円以上	1億3,200万円未満
	B	2,750万円以上	5,500万円未満
	C	1,100万円以上	2,750万円未満
	D	1,100万円未満	
ほ装、電気 及び管工事	A	1,100万円以上	
	B	330万円以上	1,100万円未満
	C	330万円未満	